

# 第 1 回環富士山スキー技術選手権大会競技規則

競技規則を次の通り定める。

- (1) 競技者は種目別スタート地点に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。
- (2) 競技者は前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち出発のための準備をしなければならない。
- (3) 競技者はスタート審判の合図により出発しなければならない。直ちに出発しない場合は該当種目は棄権とする。
- (4) 競技コースの終点には斜面の両サイドに 1 本ずつ旗が立ち、その旗を結ぶ線上を通過した後にゴールエリア内にて確実に停止をしなければならない。
- (5) 競技は示された停止エリア内で終了する。
- (6) 主審は、選手の停止位置を確認し、停止内容に著しい違反があった場合は各審判員に指示し、改めて減点を通告する。
- (7) 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定を行う。
- (8) 競技各種目については設定された条件や状況を判断して、適切な技術によってターンの大きさやスピードの調節を行う。
- (9) 競技斜面設定後のインスペクションはコース外から行い、コース内への立ち入りは出来ない。但し、雪面状況、天候等の理由によって大会本部の指示により必要と認めた場合はインスペクションを行う事が出来る。その場合は横滑りにて行う。
- (10) 競技中は、必ず帽子を着用しなければならない。但し、ヘアーバンドは帽子とみなすものとする。
- (11) 出場者は必ずスキー傷害保険に加入している事。